

●食品表示に関する法律

消費者は、実際は成型肉（安い赤身肉、内臓肉、脂身などを人工的に結着させたもの）であっても「ひとくちビーフステーキ」とメニューに記載してあれば切り身肉のステーキと誤って注文してしまうように、事実を誤認すると選択を誤るため、消費者に事実を誤認される表示は「不当景品類及び不当表示防止法」によって禁止されています。しかし、このような規制だけでは、消費者は食の安全についての十分な情報を得ることはできません。

そこで、安全性の確保を目的とする「食品衛生法」、品質の識別の確保を目的とする「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（通称JAS法）」などによって、表示すべき事項とその表示のしかたを規制しています。

●業者間取引の表示も規制へ

JAS法では、消費者向け商品の表示だけを規制してきましたが、'07年に食肉原材料供給事業者が豚肉、鶏肉、内臓肉などを混ぜたものを牛肉として供給し、それを用いた「牛肉コロッケ」が販売された「ミートホープ」事件があったことなどから、これまで表示義務がなかった業者間取引の表示も規制することになりました。

●日付表示の見直し

購入の際「価格や量目以外に重視する表示」は何かと聞かれた消費者の96%が「日付」と答えているように、日付は消費者の最も関心が高い表示事項です。しかし、食品衛生法とJAS法では期限表示の用語も定義も異なるため表示の意味がよく分からないうえに、両法の規制が見直され、次のように用語、定義も統一されました。

(1) 日付用語は消費期限と賞味期限に限り、品質保持期限は用いない。

(2) 「消費期限」は表示された保存方法で「保存した場合に、腐敗、変敗その他の品質の劣化に伴い安全性を欠くこととなる恐れがない」と認められる期限を示す年月日、「言い換えれば「期限を過ぎたら食べないほうがよい期限」です。

(3) 「賞味期限」は、表示された保存方法で「保存した場合に、期待されるすべての品質の保持が十分に可能であると認められる期限を示す年月日」、「言い換えれば「おいしく食べられる期限」です。この定義には「当該期限を越えた場合であっても、これらの品質が保持されていることがある」とのただし書きがつけられ、賞味期限を過ぎてもまだ食べられる旨を併記するように求めています。

国民生活センター「くらしの知恵」から

熊本県消費生活センター ☎354-4835 役場住民生活課住民係 ☎286-3111 内線111・112
消費者地域相談員 遠山美智子 ☎286-4125・大塚 慶子 ☎286-4792・吉村 静代 ☎286-5914・富田セツコ ☎286-6525

申請期限が迫っています

定額給付金申請

～期限は 10 月 1 日です～



町では、10月1日を期限として、定額給付金の申請書を受け付けています。
まだ申請書を提出していない場合は、申請期限までに役場企画財政課まで提出をお願いします。
申請期限を過ぎますと、申請を辞退したものとみなされ、給付を受けることができませんので、期限内の申請をお願いします。

問い合わせ先 役場企画財政課商工観光係 ☎ 286 - 3111 内線 335